

鋸南町 住宅取得奨励金

R5.9.1

鋸南町内で、

住宅を取得する方に、**400** 最大 万円を交付します。

定住促進及び地域経済の活性化を目的に、住宅を取得する方へ住宅取得奨励金を交付します。

加算等	区分	新築住宅の取得者		中古住宅の取得者	
		50歳未満	50歳以上	50歳未満	50歳以上
基本額		200万円	90万円	80万円	50万円
配偶者加算		60万円	30万円	30万円	20万円
子育て世帯加算 18歳未満1人につき		30万円 (最大3人)	30万円 (最大1人)	30万円 (最大3人)	30万円 (最大1人)
町内建設業者による建設		50万円	50万円	—	—
補助率		1/5	1/5	1/2	1/2
最大補助額		400万円	200万円	200万円	100万円

※子育て世帯は奨励金対象住宅の認定申請（中古住宅の場合は、交付申請）年度の4月1日時点で判断します。

※基準額に該当する加算額を加えた金額と、工事請負契約書または売買契約書の金額（消費税及び地方消費税の額を除く）に補助率を乗じた金額を比較して、少ない額を補助します。

補助対象要件

- 15年以上居住する意思を持って取得した住宅に住居を定め、かつ、奨励金の交付申請時において当該住宅所在地が住民基本台帳に記録され、生活実態があること。
- 新築住宅 … 住宅を新築または、建設後1年以内で、未使用の住宅の購入
居住用面積が70㎡以上の住宅
併用住宅は、延床面積の1/2以上が居住面積であること など
- 中古住宅 … 昭和56年6月1日以後に建設され、建設後1年を経過している住宅の購入
建物登記がされている住宅
居住用面積が70㎡以上の住宅
3親等以内の親族から購入したものでないこと
併用住宅は、延床面積の1/2以上が居住面積であること など

交付までの流れ

- 新築住宅 … ①建築確認日または工事届日（購入の場合は売買契約日）から3カ月以内に「住宅取得奨励金対象住宅認定申請」等を提出
②建築完了から1年以内に所有権登記、住民票を異動して「住宅取得奨励金交付申請書」等を提出
③「住宅取得奨励金交付請求書」を提出
- 中古住宅 … ①所有権登記、住民票を異動し「住宅取得奨励金交付申請書」等を提出
②「住宅取得奨励金交付請求書」を提出

必要となる書類

新築住宅の取得者

①住宅取得奨励金対象住宅認定申請時

- 住宅取得奨励金対象住宅認定申請書
 - 申請者および同居者の住民票の写し
 - 工事請負契約書または売買契約書の写し
 - 居住用面積が明らかになる図面および計算書
 - 建築士免許証の写し
 - 建築確認済証または建築工事届の写し
 - 定住誓約書
 - その他町長が必要と認める書類
- ※民間確認検査機関による建築確認の場合は建築確認申請書の第1～5面の写し

②住宅取得奨励金交付申請時

- 住宅取得奨励金交付申請書
- 町税等納付状況調査同意書
- 申請者および同居者の住民票の写し(対象住宅認定申請時から変更のあった場合)
- 登記事項証明書等の新築住宅の所有者がわかるもの
- 居住用面積が明らかになる図面および計算書(対象住宅認定申請時から変更のあった場合)
- 建築完了検査済証の写しまたは建築工事完了報告書(完成図面および写真を添付)
- 住宅取得奨励金対象住宅認定通知書の写し
- その他町長が必要と認める書類

③住宅取得奨励金交付請求書提出時

- 住宅取得奨励金交付請求書

中古住宅の取得者

①住宅取得奨励金交付申請時

- 住宅取得奨励金交付申請書
- 町税等納付状況調査同意書
- 申請者および同居者の住民票の写し
- 売買契約書の写し
- 登記事項証明書等の対象住宅の所有者及び建築年月日がわかるもの
- 居住用面積が明らかになる図面および計算書
- 定住誓約書
- その他町長が必要と認める書類

②住宅取得奨励金交付請求書提出時

- 住宅取得奨励金交付請求書

【問い合わせ・申請先】 鋸南町役場 建設水道課 建設環境室
〒299-2192 千葉県安房郡鋸南町下佐久間 3,458 番地
P H O N E 0470-55-2133 (直通) F A X 0470-55-0421
E - m a i l kenkan@town.kyonan.chiba.jp